

# 第 122 回八戸市都市計画審議会

## 会 議 録

日 時 : 令和4年6月30日(木)  
14時00分から14時30分まで

場 所 : 八戸市庁 別館8階 研修室

# 第 122 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

出席委員（15名）

## 第1号委員

- 武 山 泰 (八戸工業大学教授)  
高 須 則 行 (八戸学院大学教授)  
金 善 旭 (八戸工業高等専門学校准教授)  
岩 藤 壽 通 (元八戸市建設部長)

## 第2号委員

- 松 橋 知 (八戸市議会副議長)

## 第3号委員

- 阿 部 勝 博 (国土交通省東北地方整備局 青森河川国道事務所 八戸国道出張所長)  
豊 澤 順 造 (青森県三八地域県民局 地域農林水産部長)  
村 舘 一 明 (青森県三八地域県民局 地域整備部長)

## 第4号委員

- 武 輪 俊 彦 (八戸商工会議所)  
田 畑 芳 幸 (八戸青年会議所)  
大 瀧 清 司 (八戸市連合町内会連絡協議会)

阿部 弘子 (八戸市社会福祉協議会)

木村 照男 (八戸農業協同組合)

鈴木 俊喜 (公募委員)

松井 正文 (公募委員)

#### 事務局出席者

佐々木 勝弘 (都市整備部長)

豊川 雅也 (都市整備部次長兼都市政策課長)

上 舘 章 (都市政策課参事 都市計画グループリーダー)

関口 孝寿 (都市政策課主幹)

大塚 勇介 (都市政策課技査)

石橋 賢弥 (都市政策課技師)

中村 美佳子 (都市政策課技師)

## 第 122 回 八戸市都市計画審議会

令和 4 年 6 月 30 日 (木) 14:00~14:30

八戸市庁 別館 8 階 研修室

### ○司会

本日は、お忙しい中、ご出席下さいまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 122 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

本日は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、会場の換気を行っております。ご理解とご協力をお願いいたします。

それでは、はじめに、八戸市都市計画審議会委員の委嘱状交付を行います。お名前を呼び上げますので、その場にてご起立願います。

武山 (たけやま) 泰 (やすし) 様  
高須 (たかす) 則行 (のりゆき) 様  
金 (きむ) 善旭 (そんうく) 様  
岩藤 (いわふじ) 壽通 (としみち) 様  
松橋 (まつはし) 知 (さとる) 様  
阿部 (あべ) 勝博 (かつひろ) 様  
豊澤 (とよさわ) 順造 (じゅんぞう) 様  
村舘 (むらだて) 一明 (かずあき) 様  
武輪 (たけわ) 俊彦 (としひこ) 様  
田畑 (たばた) 芳幸 (よしゆき) 様  
大瀧 (おおたき) 清司 (きよし) 様  
阿部 (あべ) 弘子 (ひろこ) 様  
木村 (きむら) 照男 (てるお) 様  
鈴木 (すずき) 俊喜 (としのぶ) 様  
松井 (まつい) 正文 (まさふみ) 様

以上となります。2年間どうぞよろしく願います。

次に、副市長よりご挨拶を申し上げます。

### ○副市長

副市長の石田でございます。市長よりメッセージを預かっておりますので、私から代読をさせていただきます。

第 122 回八戸市都市計画審議会の開催に当たり、一言御挨拶申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、このたびは、委員就任を快くお引き受けいただき厚く御礼申し上げます。

さて、地域を取り巻く環境は、人口減少・少子高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症の流行やデジタル化の進展など、大きく変化してきております。

そのような中、市では、将来にわたって豊かで活力ある持続可能な地域社会を実現していくため、長期的なまちづくりのビジョンとして、第7次八戸市総合計画を本年3月に策定いたしました。

総合計画では、八戸市の将来都市像を「ひと・産業・文化が輝く 北の創造都市」と定め、まちづくりの基本方針として、6つの政策を推進することで、将来都市像の着実かつ速やかな実現を図ることとしております。

都市計画においては、上位計画である総合計画に即し、都市活力の維持・向上を図りながら、みんなが住みやすい・住み続けられるまちを実現する「コンパクト&ネットワークの都市構造」を将来都市構造として位置づけし、市街地の拡大を抑制しコンパクトな「市街地」を形成するとともに、都市活力や市民の生活を支える「拠点」を形成し、市内各所と拠点を結ぶ公共交通ネットワークの充実を推進し、まちづくりに取り組んでおります。

都市計画審議会は、まちづくりの基本となる土地利用や都市施設等の都市計画に関する事項を審議する、重要な機関でありますので、これからの2年間、委員の皆様におかれましては、審議会におきまして忌憚のない御意見と、御協力を賜りますようお願い申し上げます、挨拶といたします。令和4年6月30日熊谷雄一

以上、代読でございました。

#### ○司会

議事に入る前に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

都市整備部長の佐々木です。

都市整備部次長兼都市政策課長の豊川です。

都市計画グループ主幹の関口です。

同じく技査の大塚です。

技師の石橋です。

技師の中村です。

そして、わたくし、都市計画グループリーダーの上館でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に資料の確認をさせていただきます。

資料は、本日お配りしております次第、席図、出席者名簿、説明資料、令和4年3月版の八戸都市計画図、バスマップ2022となっております。お手元に資料のない方はお知らせ下さい。

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は、委員 15 名全員が出席しておりますので、規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、本日の組織会の議事案件でございます、会長選任及び職務代理者の指名に移らせていただきます。

新しい会長が決まるまでの仮議長を石田副市長にお願いしたいと存じます。石田副市長、議長席へお願いいたします。

○副市長

はい、それでは、しばらくの間、仮議長を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますけれども、会長の選出に入りたいと思います。会長につきましては、八戸市都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定に基づきまして、学識経験のある者として委嘱された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。どなたかご意見ございませんでしょうか。

○委員

はい。

○副市長

どうぞ、岩藤委員。

○委員

これまでの経験や見識などから、武山委員を会長に推薦したいと思います。

○副市長

はい、ありがとうございます。ただいま、岩藤委員から会長には武山委員をとというご意見がありましたけれども、皆様いかがでしょうか。

○委員

異議なし。

○副市長

武山委員よろしいでしょうか。

○委員

了承しました。

○副市長

はい、ありがとうございます。それでは会長を武山委員にお願いしたいと思います。会長が決まりましたので、仮議長の任務は終わらせていただきます。どうぞ、よろしくをお願いいたします。

○司会

それでは、武山会長は議長席に移動をお願いいたします。  
武山会長から一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長

はい。先ほど審議会の委員に委嘱いただいて、会長に就任いたしました、八戸工業大学の武山と言います。どうぞよろしくをお願いいたします。

新しい委員の方もおりますので、簡単に自己紹介をさせていただきたいと思います。

私は元々、土木分野の出身になります。土木の中では、土木計画学ということで、道路計画や、その前は舗装などをやっておりました。が、最近は、公共交通や或いは一人ドクターの学生がいるんですけれども、防災計画や避難などを主にやっています。都市計画自体は何年間か教えていたことがありますけれども、新たに専門建築の先生が来られましたので、都市計画の授業自体は建築の先生に任せているところです。この都市計画審議会はどここの都市を見ても、地元土木や建築の先生がいると、その重鎮の方々がなされているなと思っておりました。それから、土木計画学ですと色々な委員会に呼ばれることが多いのですが、その中でも重たい方の委員会であり、身が引き締まる思いであります。今日もお手元に都市計画図が配られておりますけれども、都市計画だけで事業が進められていく訳ではないですけれども、何か事業をするときに都市計画決定がされていないと進められない事業がありますし、色々な開発行為を行うときに、用途地域等さまざまな制限が掛かってくる、そういう意味では、重ための審議会になるかなと思っております。

私の一つ前は、建築の石川先生が会長をやられていて、その時には、田向地区の辺りで議論が活発な議案があったようですけれども、私が会長になったここ数年は、あまり重ための案件はなく、軽微な修正変更等が多くなっておりますけれども、またこの先どのような案件が出てくるか分かりませんが、どうかよろしくご審議いただければと思います。2年間の任期となりますけれども、どうか審議に際しては活発なご意見をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○司会

ありがとうございました。

なお、石田副市長は公務のため、ここで退席させていただきますことをご了承願います。

○副市長

申し訳ありませんが、ここで失礼させていただきます。皆様どうかよろしく願いいたします。

○司会

それでは、引き続き、武山会長には、議事の進行をお願いしたいと存じます。

○会長

それでは、この先の議事を私の方で進行させていただきます。

それでは、まず、職務代理者の指名を行いたいと思います。職務代理者につきましては、八戸市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ指名することとなっております。

私としましては、金委員に職務代理者をお願いしたいと考えております。皆様よろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ご異議ないようですので、金委員よろしいでしょうか。

○委員

了承いたしました。

○会長

それでは、ご異議ないようですので、金委員に職務代理者をお願いしたいと思います。

続いて、会議録確認者の選任を行いたいと思います。私の方から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ご異議ないようでございますので、それでは村舘委員と松井委員をお願いしたいと思います。お二方、どうぞよろしく願いいたします。

本日は組織会ということで、議事としては以上となりますけれども、事務局の方で



資料をご準備いただいて都市計画に関する情報提供ということがあるようですので、事務局の方をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

#### ○事務局

都市政策課の中村と申します。どうぞよろしくお願いいたします。  
恐れ入りますが座ってご説明させていただきます。  
それではお手元にあります説明資料をご覧ください。

まず2ページ目をお開きください。

都市計画に関する情報提供ということで、大きく4点でございます。

1点目は、八戸市都市計画審議会について、2点目は、八戸市都市計画マスタープランについて、3点目は、八戸市立地適正化計画について、4点目は、今後の予定について、でございます。

1～3点目については、継続されている委員の方はご存知だと思いますが、新しく委員になられた方もいらっしゃいますので、概要をご説明させていただきます。

3ページ目をご覧ください。

はじめに、八戸市都市計画審議会についてご説明いたします。

当審議会は、都市計画法第77条の2第1項の規定により設置された機関で、八戸市では昭和44年に設置しております。

職務は、「都市計画法の権限に属された事項を調査審議することや、市長の諮問に応じ都市計画に関する事項について調査審議すること」とありますが、要約いたしますと、「県や市が決定・変更する都市計画の案」について、ご審議いただくものであります。

都市計画の種類といたしまして、市街化区域や用途地域などの土地利用、道路、公園、下水道などの都市施設、土地区画整理事業などの市街地開発事業、地区計画などがございまして、都市計画区域や市街化区域、また都市計画道路のうち国道・県道など広域の見地から定めるものにつきましては県が、その他都市施設や用途地域、地区計画などは市が決定するものでございます。

委員の構成は、大学の先生方などの学識経験者や市議会の議員、国・県の職員や市の住民で構成されておまして、委員数は15名となっております。

また、当審議会の位置づけにつきましては、都市計画法第19条第1項の条文に記載されておりますが、都市計画を決定・変更する場合は、全て都市計画審議会の議を経た上で決定することから、当審議会は極めて重要な役割を担っているものです。

4ページ目をお開きください。

最近の都市計画決定・変更に関する議案といたしまして、八戸都市計画区域からのおいらせ町分離に伴う都市計画区域の変更、次に、真ん中、青丸で囲まれた箇所につ

きましては、臨海部埋立完了に伴う区域区分・用途地域・臨港地区の変更、次に、赤丸で示しました「旧柏崎小学校跡地」につきましては、山車小屋整備を目指した用途地域の変更と、それに伴う準防火地域の変更、次に、真ん中オレンジ点の箇所につきましては、下水道計画見直しに伴う根城西ノ沢汚水中継ポンプ場の決定などについて、ご審議いただいております。

5 ページ目をお開きください。

次に、八戸市都市計画マスタープランについて、ご説明いたします。

「都市計画マスタープラン」は、八戸市が目指す将来像や、その実現に向けたまちづくりの基本方針、また、取り組みなどを示す、「都市計画」全体の指針となるものです。

当マスタープランは、南郷地域を含めた八戸市全域を計画の対象地域とし、概ね20年後の令和20年を目標年次としております。

平成30年3月に策定した当マスタープランは、平成16年3月策定の「都市計画マスタープラン」について、人口減少・少子高齢社会といった社会情勢に加え、旧南郷村との合併、東日本大震災の発生、平成29年1月の中核市への移行など、当市を取り巻く状況が大きく変化したことを踏まえ、平成27年度から3箇年かけて見直したものでございます。また、都市計画に対する市民の理解を深めるとともに、他の計画との整合性、総合性を確保するなどの役割を担っております。

6 ページ目をお開きください。

当マスタープランの位置づけになりますが、上位計画には、市の最上位計画であります「市総合計画」と、県が策定する「八戸都市計画区域マスタープラン」がございまして、それらに即した計画となっております。また、関連計画として、地域公共交通網形成計画や公共施設等総合管理計画、農業計画などがあり、これらと調整・連携しながら、計画を進めるものでございます。

当マスタープランに基づく個別計画として、緑の基本計画や中心市街地活性化基本計画、景観計画などがあり、これらの上位計画として密接に関連するものであります。

7 ページ目をお開きください。

当マスタープランの構成といたしまして、第1章では、八戸市の概況を整理した上で、都市計画に求められる課題を抽出し、第2章で、市全体の将来都市像を定め、それを実現する将来都市構造を示しております。第3章では、市内を11の地域に区分し、それぞれの将来像を示し、第4章で、これら計画の実現に向けた進め方を示しております。

当マスタープランは、「えがおを はぐくむ、えがおが つながる まち」を将来都市像に掲げ、「コンパクト&ネットワークの都市構造」を将来都市構造に位置づけており、市街地の拡大を抑制して、コンパクトな市街地を形成するとともに、公共交通などに

よるネットワークの充実を推進することとしております。

8 ページ目をお開きください。

続いて、立地適正化計画について、ご説明いたします。

当市では、都市機能や居住の適正な立地を促進し、「コンパクト&ネットワークの都市構造」の形成と、望ましい人口密度や、生活を支える様々なサービスが維持されたまちづくりを推進するため、平成 30 年 3 月に当計画を策定しております。

左下の図をご覧ください。こちらは、当市の立地適正化計画の詳細を示したもので、対象区域は、都市計画区域全域となります。水色の線で示しておりますのは、「八戸市地域公共交通網形成計画」において、「市内幹線軸」として位置づけられた、市内の主要な 12 のバス路線で、将来的にも現状と同程度のサービス水準を確保していくこととしております。緑色の枠で囲まれた区域は、積極的に居住を誘導する居住誘導区域で、区域面積は、約 2,583ha、市街化区域面積の約 44%を占めております。

居住誘導区域は、水色の線の「市内幹線軸」及び鉄道駅からの距離に着目し、公共交通の利便性の高いエリアに設定しております。この区域内に、一定規模以上の住宅開発をできるだけ誘導することで、区域内の人口密度を維持させ、公共交通や社会基盤をはじめとした我々の生活を支えるサービスの維持・向上を図り、暮らしやすいまちの構造を形成していくこととしております。

9 ページ目をお開きください。

次に、「都市機能誘導区域」についてご説明いたします。

当区域は、図の中の赤丸で囲まれた部分になりまして、区域面積は約 232ha、市街化区域面積の約 4%を占めております。既に、ある程度の都市機能が集積しており、また、自家用車を利用できない人も含めて、市内各所やさらに広域などからも公共交通機関によりアクセスがしやすい、中心街地区、田向地区、八戸駅周辺地区の 3 箇所を設定しております。

「都市機能誘導区域」に誘導する施設につきましては、市全域や広域からの利用が見込まれる施設として、1 つ目に、デパートなどの「大規模商業施設」、2 つ目に、一般病床数 200 床以上の大規模病院や医療・保健・福祉などの複合的な機能を備えた施設を含む「大規模病院等」、3 つ目に、興行場や文化・交流機能を備えた施設を含む「その他集客施設」を地区毎に設定しており、それぞれの機能や特性に応じて、適切に誘導していくことで、拠点の形成を図ります。

10 ページ目をお開きください。

都市機能誘導区域において、計画策定後に、誘導施設として整備されたものとしましては、八戸駅周辺地区では、令和 2 年にオープンしました「フラットアリーナ」、中心街地区では、昨年 11 月にオープンしました「新美術館」、田向地区では、「総合保健センター」や本年 1 月にオープンしました「総合健診センター」がございます。

これらの誘導施設が、呼び水となり、市が現在行う各種施策と併せて、誘導施設を含めた様々な都市機能の立地・集積につながっていくことが期待されます。

11 ページ目をお開きください。

立地適正化計画については、令和5年度に見直しを予定しておりましたので、概要をご説明いたします。

1点目の「現行計画の中間評価」についてですが、立地適正化計画は、概ね5年毎に施策の実施状況についての調査、分析及び評価を行うことになっており、当市も平成30年3月の策定から5年が経過することから、令和2年度の国勢調査や、居住誘導区域の人口、公共交通利用者数、また、都市機能誘導区域の誘導施設の立地状況等を基に、評価を行い、その結果についてご意見をいただくこととしております。

次に、2点目の「防災指針の策定」についてですが、近年、頻発・激甚化する自然災害に対応した安全なまちづくりを推進するため、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正され、立地適正化計画に、防災・減災対策を定める「防災指針」の位置付けが必須となったものです。

最後に、3点目の「居住誘導区域の見直し」についてですが、居住誘導区域の設定根拠となる、市内幹線軸（バス路線）の見直しとの整合性及び、立地適正化計画策定後に公表された洪水浸水想定区域や津波浸水想定区域などの災害ハザードエリアを考慮した居住誘導区域の見直しを行うこととしております。

以上を踏まえ、いずれも、関係各課及び有識者、また住民の意見を取り入れながら、今後検討を進めていくこととしております。

12 ページ目をお開きください。

最後に、今後の予定についてお知らせします。

当審議会は、通常、6月、10月、2月の年3回を予定しておりますが、関係課、関係機関との調整により、変更になる場合があります。なお、今年度につきまして、10月は案件がございませんが、次回、第123回の開催につきましては、決まり次第ご案内させていただきますので、その際にはよろしく願いいたします。令和5年度につきましては、先ほどもご説明いたしました立地適正化計画の見直しを予定しておりますので、その進捗に合わせて3回程度、ご審議いただく予定となっております。

説明は以上です。ありがとうございました。

○会長

はい、ありがとうございました。ただいま事務局の方からご準備いただいた資料について、今後の予定も含めて説明していただきましたけれども、ただいまの説明について何かご意見ご質問等がございましたら、お受けしたいと思います。

よろしいでしょうか。それでは、特にご意見等ないようですので、進行を事務局にお返しいたします。

○司会

武山会長、ありがとうございました。

それではこれもちまして、第122回八戸市都市計画審議会を終了させていただきます。

本日はありがとうございました。